

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例の各条項における改正の根拠等について

改正箇所	改正内容	改正根拠等
第2条第1号	「障害者手帳等の有無にかかわらず」を追記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解釈上含まれていたものを明記</li> <li>・ 多摩6市中2市が規定</li> </ul>
	「高次脳機能障害」を追記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解釈上含まれていたものを明記</li> <li>・ 多摩6市中3市が規定</li> </ul>
	「周期的」を追記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解釈上含まれていたものを明記</li> <li>・ 差別解消法の国会審議における答弁</li> </ul>
第2条第3号	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多摩6市中3市が規定</li> <li>・ 権利条約第2条における「障害に基づく差別」の定義を引用</li> <li>・ 関連差別を含めるため「障害に基づく」を「障害又は障害に関することを理由として行われる」と規定</li> </ul>
第2条第5号	「障害を理由として」を「障害者に対し」に修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3号との重複した言い回しの回避</li> <li>・ 基本法第4条第1項を参考</li> </ul>
	「不当な取扱い」を「不当な差別的取扱い」に修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3号との整合</li> </ul>
第8条	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多摩6市中3市が規定</li> <li>・ 都条例第7条第1項との整合</li> <li>・ 差別解消法第7条第1項及び第8条第1項との整合</li> </ul>
第9条第1項	事業者による合理的な配慮の提供の義務化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都条例第7条第2項との整合</li> <li>・ 差別解消法の一部を改正する法律による改正後の同法第8条第2項との整合</li> <li>・ 多摩6市中4市が義務</li> </ul>
	「当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて」配慮しなければならない旨を追記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都条例第7条第2項との整合</li> <li>・ 差別解消法第7条第2項及び第8条第2項との整合</li> <li>・ 多摩6市中1市が規定</li> </ul>
第9条第1項第10号	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多摩6市中4市が規定</li> </ul>
第9条第1項第11号	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多摩6市中1市が規定</li> <li>・ 本条例制定時の付帯決議（参政権についての合理的配慮を個別明記すること。）</li> </ul>
第9条第1項第12号	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多摩6市中5市が規定</li> </ul>
第9条第2項	「当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて」配慮しなければならない旨を追記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1項との整合</li> <li>・ 多摩6市中1市が規定</li> </ul>
第9条第3項	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多摩6市中2市が規定</li> <li>・ 事業者による合理的な配慮の義務化に伴う財政的支援措置の検討</li> </ul>

第10条第1項	「筆談」、「点字」、「拡大文字」、「平易な表現」を追記	<ul style="list-style-type: none"> <li>都条例第15条第1項を一部引用</li> <li>他自治体の手話言語条例等を参考</li> </ul>
第10条第2項	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>都条例第16条との整合</li> <li>権利条約第2条における「言語」の定義を反映</li> <li>基本法第3条第3項の考え方を反映</li> <li>他自治体の差別解消条例における手話言語に係る規定を参考</li> </ul>
第11条第2項	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>制定時の議会審議及び小金井市地域自立支援協議会委員から出された「教育に関する規定の主語を市及び教育委員会に改てはどうか」という意見を反映</li> <li>地方教育行政法との関係から、教育に関する規定の主語は改正せず、本項において両者の連携を規定</li> </ul>
第18条第1項	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>都条例第13条第1項との整合</li> <li>多摩6市中5市が規定</li> </ul>
第18条第2項	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>都条例第13条第2項との整合</li> <li>多摩6市中5市が規定</li> </ul>
付則第1項	施行期日を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年4月1日から施行</li> </ul>
付則第2項	検討について規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>積み残した課題の見直し</li> <li>改正法の施行状況を踏まえた見直し</li> </ul>

- ※ 多摩6市とは、差別解消条例を施行済みの6市（八王子市、立川市、青梅市、日野市、国立市、多摩市）をいう。
- ※ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」は「差別解消法」と略す。
- ※ 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年条例第86号）」は「都条例」と略す。
- ※ 「障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）」は「権利条約」と略す。
- ※ 「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」は「基本法」と略す。
- ※ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」は「地方教育行政法」と略す。